

後期高齢者の医療費窓口負担の軽減を求める意見書（案）

後期高齢者の医療費窓口負担割合については、原則として1割、現役並み所得者は3割となっていたが、令和4年10月の改正により、一定以上の所得があれば2割となる区分が新設され、新たに該当する方々への激変緩和のため、外来医療費の月額増加分を3千円までに抑える配慮措置が今年9月末まで実施されていたところである。しかし、10月以降は、所得に応じた2割負担が完全実施されたことから、受診回数が格段に多い高齢者は、現役世代とは比べものにならないほど負担感が高まっている。このため、自覚症状や持病があっても、いわゆる「受診控え」が拡大することは自明であり、早期発見・早期治療が行われず、重症化リスクが高くなることなどが懸念されている。

さらに、厚生労働省社会保障審議会では、70歳以上で現役並み所得とされる基準を見直すことが現在検討されており、高齢者の医療費負担増加に向けた制度見直しが矢継ぎ早に俎上に載せられ、歯止めが効かない状況となっている。

一方、11月に公表された消費者物価指数（2020年=100、生鮮食品を除く）は112.1（前年同月比3.0%上昇）と大きく上昇し、長期化する物価高騰、年金の実質的な目減り、医療・介護の保険料や患者・利用者負担増もますます重くなりつつある。ほとんどの高齢者は年金に頼っており、生活の困窮度は確実に厳しくなっている。こうした高齢者の生活実態は、現役世代の方々に将来不安を想起させ、社会経済全体にもマイナスとなるのは明らかである。

よって、国においては、高齢者が安心して適時適切な医療を受けられるよう、後期高齢者の医療費窓口負担について、さらなる負担の増加を直ちに取り下げるることはもとより、現在の負担についても軽減する方向で軌道修正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月11日

香川県議会